

## ≫違反対象物公表制度について

西はりま消防組合では、火災予防条例の改正により、平成 30 年 4 月 1 日から、重大な消防法令違反を有する建物をホームページに公表する制度を開始します。



### 公表対象物一覧

#### 違反対象物公表制度とは

利用者が建物の危険性に関する情報を入手し、その建物の利用について判断できるように、重大な消防法令違反のある建物を、西はりま消防組合のホームページにより公表する制度です。

#### 公表の対象となる建物

消防法で、**特定防火対象物**と位置付けられている建物が対象となります。

飲食店や物品販売店、旅館など、不特定多数の方が利用する建物や、病院・福祉施設など、一人で避難することが難しい方が利用する建物です。

#### 重大な消防法令違反の内容は

建物に消防法で設置が義務付けられているにもかかわらず、「**屋内消火栓設備**」、「**スプリンクラー設備**」、または「**自動火災報知設備**」が設置されていないものを対象とします。

## 公表の時期と公表する内容は

消防職員が立入検査で違反を確認し、建物関係者に重大な消防法令違反である旨を通知した日から14日が経過してもなお違反が認められる場合に、以下の項目について公表します。

1. 建物名称
2. 建物所在地
3. 違反の内容
4. その他消防長が必要と認める事項

## 建物関係者の皆様へ

所有・管理する建物について、次のような変更を行うと消防法令違反が発生し、公表対象となる場合がありますので、事前に所轄する消防署へご相談ください。

1. 飲食店、物品販売店、福祉施設などが新たに入居する場合
2. 建物の増築、改築、隣接建物との接続を行う場合
3. 窓枠に商品を陳列したり、フィルム等を設置する場合

重大な違反はもとより、火災予防上の不備がないように、防火管理を適切に行ってください。

また、建物を利用する方々の安全のためにも、法令遵守をお願いします。

## 参考資料

[違反対象物公表制度リーフレット（PDF）](#)